

特定貨物の輸出・役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について（お知らせ）

平成 6 年 3 月 25 日 貿易局安全保障貿易管理課
最終改正：輸出注意事項2025第9号（R7. 4. 3公布、R7. 5. 28施行）

特定貨物の輸出・役務取引・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る事前相談の手続について、平成 6 年 4 月 1 日以降下記のとおり取り扱うことといたしましたので、お知らせします。

記

- 1 貨物の輸出又は技術の提供を目的とする取引若しくは当該取引に関する当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の輸出若しくは電気通信による当該技術を内容とする情報の送信（以下「当該取引に関する行為」という。）に先立ち、該当非該当に係る相談を希望する方は、以下の場合に、別記に掲げる「該当非該当についての事前相談に関する細則」で定めるところにより、判定を求めることができます。
- 1－1 特定貨物（輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物をいう。以下同じ。）に該当するおそれのある貨物の輸出若しくは特定技術（外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の1の項の中欄に掲げる技術をいう。以下同じ。）に該当するおそれのある技術の提供を目的とする取引若しくは当該取引に関する行為又は軍用細菌製剤原料(輸出令別表第1の3の2の項(1)に掲げる貨物をいう。以下同じ。）に該当するおそれのある貨物の輸出若しくは軍用細菌製剤原料に関する技術（外為令別表の3の2の項（1）に掲げる技術をいう。以下同じ。）に該当するおそれのある技術の提供を目的とする取引若しくは当該取引に関する行為に先立ち、該当非該当の疑義が生じた場合
- 1－2 記の1－1に該当しない輸出又は取引若しくは当該取引に関する行為に先立ち、輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に係る該当非該当の疑義が生じた場合（条文の規定のみでは貨物の該当非該当の判断が困難な場合に限る。）
- 2 記の1に該当しない相談であって、輸出令別表第4に掲げる地域を仕向地又は提供地とする貨物の輸出又は技術の提供を目的とする取引若しくは当該取引に関する行為に係る許可について、輸出許可申請等の前に相談を希望する方は、以下の資料等を用意してください。
- 2－1 輸出令別表第4に掲げる地域を仕向地又は提供地（技術の提供を受ける非居住者が属する外国を含む。）とする場合における輸出許可申請及び役務取引許可申請に先立ち相談を希望する方。

ア 様式等

(ア) 事前相談書の構成：次の表に従い作成してください。

	審 査 用 相 談 書
①	様式1 [A票]
②	様式2
③	輸出令別表第1又は外為令別表の規定と当該貨物又は技術の仕様（形状、寸法、材質及び性能その他の特性を示す諸要素）との対比表

④	カタログ、仕様書等の貨物又は技術の仕様（形状、寸法、材質及び性能その他の特性を示す諸要素）を証する資料
⑤	技術を利用する者又は貨物の需要者（以下「需要者等」という。）に関する資料（会社案内パンフレット等）
⑥	取引の事実を確認できるもの（契約書、仮契約等）

(ア)に加えて以下の書類等を提出してください。

- ① 技術の提供を目的とする取引の相手方又は貨物の輸入者に関する添付書類
- ・ 会社案内パンフレット
 - ・ 政府等公的機関発行の証明書等（登記簿等）
- ② 技術の利用又は貨物の需要（以下「需要等」という。）に関する添付書類
- ・ 設置工場等の名称及び所在地を示す地図
 - ・ 当該貨物を使用するプラント等の全体図
 - ・ 使用場所の詳細図（レイアウト図等）
 - ・ 製造製品フロー図（工作機械等製品の製造を行う貨物の場合）
 - ・ 新設・増設・補修の別

(イ) 以上の書類を１通と(ア)の①〔Ａ票〕のコピーを１通提出してください。

(ウ) 記載要領については記載要領参照のこと。

(エ) なお、必要に応じて(ア)以外の資料の提出をお願いすることがあります。

イ 審査結果の通知

口頭で通知します。

２－２ 輸出令別表第４に掲げる地域を提供地（技術を記録した媒体の仕向地又は技術情報が受信される外国を含む。）とする技術の提供を目的とする取引に関する行為に係る許可申請に先立ち相談を希望される方

ア 様式等

(ア) 事前相談書の構成：次の表に従い作成してください。

	審 査 用 相 談 書
①	様式１ 〔Ａ票〕
②	様式２
③	外為令別表の規定と当該技術の仕様（性能その他の特性を示す諸要素）との対比表
④	カタログ、仕様書等の技術の仕様（性能その他の特性を示す諸要素）を証する資料
⑤	技術を利用する者又は利用を予定している者に関する資料（会社案内パンフレット等）
⑥	取引に関する行為の事実を確認できるもの（契約書、仮契約等）

(ア)に加えて以下の書類を提出してください。

- ① 技術の提供を目的とする取引の相手方に関する添付書類
- ・ 会社案内パンフレット

- ・ 政府等公的機関発行の証明書等（登記簿等）
- ② 技術の利用に関する添付書類
 - ・ 技術を利用する工場等の名称及び所在地を示す地図
 - ・ 当該技術を利用するプラント等の全体図
 - ・ 利用場所の詳細図（レイアウト図等）
 - ・ 製造製品フロー図（工作機械等製品の製造を行う技術の場合）
 - ・ 新設・増設・補修の別

(イ) 以上の書類を1通と(7)の①[A票]のコピーを1通提出してください。

(ウ) 記載要領については記載要領参照のこと。

(エ) なお、必要に応じて(7)以外の資料の提出をお願いすることがあります。

イ 審査結果の通知

口頭で通知します。

2-3 相談窓口

記の2-1又は記の2-2に係る事前相談をされる方は、経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部安全保障貿易審査課（以下「安保審査課」という。）で相談を行ってください。

なお、一般相談案件も受付けております。

輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物に係る事前相談をされる方は、貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課又は農水産室に相談を行ってください。

別記 該当非該当についての事前相談に関する細則

1 趣旨

本細則は、輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物又は外為令別表の中欄に掲げる技術（以下「貨物等」という。）を輸出又は取引若しくは当該取引に関する行為を行おうとする者が、貨物等の輸出等に先立って行う、該当非該当の判定（以下「該非判定」という。）を行うに当たり法令の規定のみでは判定が困難な場合に限り、当該法令の解釈について書面により照会する手続を定めるものとする。

2 本照会手続の概要

(1) 照会者の要件

次に掲げる全ての要件を備えた者からの照会を受け付けるものとする。

- ① 契約等により貨物等の輸出を行おうとする者であること
- ② 条文の規定のみでは貨物等の該非判定の判断が困難な場合であること
- ③ 貨物等の該非判定が困難な条文が特定されていること
- ④ 条文の規定のみでは貨物等の該非判定が困難な理由及び見解が提示されること

(2) 照会の対象

以下の要件を満たすもので、法令適用の予測可能性向上等の観点から適切と認められるものとする。

- ① 特定の事業者の個別の取引等に対する法令適用の有無を照会するものではなく、貨物等の該非判定に関する一般的な条文の解釈に係るものであること
- ② 貨物等の該非判定そのものを求める照会でないこと

3 照会の方法

(1) 照会は書面をもって行うものとし、照会先は安保審査課とする。（電子的方法を含む。専用電子メールアドレス：bz1-qqfcbf@meti.go.jp）

(2) 照会書面には、様式3により、以下の内容を記載する。

- ①照会者
- ②住所及び連絡先

③照会を受けようとする貨物又は技術の名称

④貨物又は技術の予定最終仕向地

⑤照会を受けようとする貨物又は技術の内容

⑥照会を受けようとする貨物又は技術の該非判定が困難な条文及びその理由

なお、その他、必要に応じ貨物の技術仕様等の資料を求めることがある。また、記載内容が不十分な場合、回答できないことがある。

4 回答

照会に対する具体的な回答期限の目安として照会書面が到達してから90日以内に回答を行うことに努める。90日以内に回答できない場合は、照会者に対してあらかじめ通知することとする。

5 経済産業省安全保障貿易管理ホームページでの公表

照会内容及び回答内容については、照会者に対する回答後、必要に応じ、経済産業省安全保障貿易管理のホームページ上に公表することとする。公表にあたっては、3（2）①及び②の事項は公開しない。なお、回答内容が軽微な場合は電話にて回答することがある。

様式 2

貨物・技術の概要及び特性

番号	貨物名及び 型番等並び に技術名	メーカー若し くは供給者名 又は提供者名	貨物・技術の概要及 び技術の提供方法	数量 単位	価額・ 対価	輸出令別表 第1・外為 令別表番号	特性（輸出令別表第1・外為令別表記 載項目との対比表等の別紙を用いる場 合には参照番号記入）	契約書中の対応アイ テム番号	※判定結果	
									区分	判定
		総価額・対価								

法令解釈に関する照会書

下記のとおり照会します。

1 照会者
（事業者名・氏名）
（住所及び連絡先）
郵便番号
住所
担当者名（法人の場合）電話番号及びFAX番号
電子メールアドレス
2 照会を受けようとする貨物又は技術の名称
貨物名（メーカー名）
技術名（提供者名）
3 貨物又は技術の予定最終仕向地
4 照会を受けようとする貨物又は技術の内容（必要に応じて資料を添付）
5 照会を受けようとする貨物又は技術の該当非該当の判定が困難な条文及びその理由
輸出貿易管理令別表第 1 第 項第 号又は外国為替令別表第 項 第 号
判定が困難な理由

枠内の事項について漏れなく記載してください。

記載内容が不十分な場合、回答ができない場合があります。

記載要領

事前相談書の記載要領は次のとおりです。

[A票]

様式1を使用してください。

1. 申請者・担当者の欄

申請者が法人の場合は、その名称及び代表者名・住所を記載してください。申請者が個人の場合は、その個人名・住所を記載してください。

なお、担当者欄には、担当者の氏名・所属・電話番号を記載してください。

また、輸出管理内部規程（輸出管理内部規程については、経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部安全保障貿易管理課安全保障貿易検査官室へ問い合わせてください。）の有無欄については、有又は無のいずれか該当する部分を○で囲み、有の場合は受理番号を記入してください。

2. 貨物名又は技術名の欄

貨物名又は技術名は、貨物又は技術が複数ある場合は代表的な貨物又は技術の名称を特記し、「詳細は様式2を参照」と記載してください。

3. メーカー名又は提供者名の欄

当該貨物のメーカー名又は技術の提供者名を個々の判定対象貨物・技術ごとに記載してください。

4. 貨物の輸送ルート of 欄經由地(積替地又は寄港地) of のすべての都市名を記載してください。

貨物が複数にわたる場合であって、これらの輸送経路が異なる時は、同一経路で輸送される貨物ごとにそれぞれ輸送経路を記載してください。

なお、使用輸送手段(航空機、鉄道、船等)について判明している場合は、これも記載することとし、便名等明らかな場合は、それを併記してください。

最終仕向国及び通関地については、貨物の最終仕向地(国名)又は技術の提供相手国名を記載してください。

5. 総価額の欄

本調書に記載されている貨物又は技術の価額の合計を記載し、技術の価額が貨物に含まれていて不明である場合は、その旨を明記してください。※(ロイヤリティレート又は1人／日当りの技術者派遣料等の単価による記載も可)

有償のものと無償のものがある場合には両者を区別し、無償のものであってもその価額を記載してください。

なお、(FOB___米ドル)はFOB(本船渡し)建アメリカ合衆国通貨による表示をしてください。アメリカ合衆国通貨以外の通貨で決済される場合は、半年ごとに経済産業公報及び通商弘報に公表される「輸出貿易管理令、輸出入取引法に基づく輸出の承認に関する省令、輸入貿易管理令及び貿易関係貿易外取引等の管理に関する省令等に規定する円表示金額を算定する場合の換算率について」を参考に換算してください。

6. 輸入者又は取引の相手方の名称、所在地及び概略 of 欄輸入者又は取引の相手方の概略については、事業内容、

従業員数の他、輸入者又は取引の相手方の組織(例えば、政府資本比率、外国資本比率)、規模(例えば、資本金、年間売上額、年間生産高)等について簡潔に記載してください。

7. 需要者等の名称、所在地及び概略並びに2-1又は2-2で記載した貨物の設置(使用)又は技術を提供する予定工場等の名称及び所在地の欄

需要者等の概略については、事業内容、従業員数の他、需要者等の組織(例えば、政府資本比率、外国資本比率)、規模(例えば、資本金、年間売上高、年間生産高)等について簡潔に記載してください。

8. 需要等の概要の欄

貨物又は技術ごとに具体的に記載してください。また、設計又は製造に係る技術を提供する場合は、製造した貨物の需要、需要者についても詳細に記載してください。

9. 契約発効を政府許可に係らしめる条項の有無該当する方を○で囲んでください。

10. 事前相談書には、契約書又はそれに相当する書類の写しを添付してください。この場合、申請対象機器の部分に囲みを付けるとともに、耳(付箋)を付け、該当部分を明示することとしてください。

事前相談書提出時には、特段の理由のない限り、契約書原本を申請時に窓口で提示してください。

なお、契約書原本は、窓口で返却しますが、後日その提示をお願いすることがあるので予めご了承ください。

[貨物／技術の概要及び特性]

1. 様式2を用いて作成してください。(判定対象貨物・技術が1項目の場合でも作成してください。)
2. 番号欄には、算用数字の通し番号をふってください。
3. 判定対象貨物・技術が多く1枚では足りない場合は必要な枚数を追加し、必ず「当該ページ／全ページ数」を記載してください。
4. 貨物名及び型番等並びに技術名欄記載の際、判定対象貨物・技術がある貨物・技術の一部をなしている場合は、判定を受ける必要のある貨物・技術のみを記載してください。

判定対象貨物がスペアパーツ類である場合、単に〇〇機械のスペアパーツといった記載ではなく、具体的にどのようなものかわかる程度にブレイクダウンして各型番等ごとに記載する必要があります。

5. メーカー名若しくは供給者名又は提供者名欄については、個々の判定対象貨物・技術ごとに記載してください。
6. 貨物・技術の概要及び技術の提供方法欄には、当該貨物又は技術の簡単な説明若しくは貨物の成分表及び技術の提供方法並びに必要な応じ他の貨物又は技術との関係を記載してください。
7. 「数量単位」欄には、数量の合計も記入してください。
8. 輸出令別表第1又は外為令別表番号欄には、当該貨物又は技術が該当と思われる輸出令別表第1、外為令別表の項の番号及び中欄の括弧の番号を例えば輸出令別表第1の1の項(1)を「1-(1)」のように記載してください。

9. 特性欄には、当該貨物・技術の特性を輸出令別表第1及び外為令別表の記載項目との対比表等の形で記載してください。この場合、別紙を用いても差し支えありませんが、必ず別紙に参照番号を付し、その番号を「別紙①-

1 参照」というように特性欄に記載してください。

また、輸出令別表第 1 及び外為令別表の記載項目が具体的数値で規定されているものについては、単に該当するか否かのみを示すのではなく、当該貨物の具体的数値も記載してください。

輸出令別表第 1 及び外為令別表の該当項が複数あると思われる場合は、そのすべての項についての対比表等を作成し、記載する必要があります。また、特にシステム製品などは当該貨物全体としては〇〇項、そのうち一部を取り出せば〇〇項に該当という場合がありますので注意が必要です。

10. ※印の欄(「判定結果」)については記載しないでください。

[B 票]

様式 3 を使用して下さい。

1. 照会者の欄

照会者が法人の場合は、その名称及び代表者名・郵便番号・住所を記載してください。照会者が個人の場合は、その個人名・郵便番号・住所を記載してください。

なお、照会者が法人の場合は、担当者欄に、担当者の氏名・所属・電話番号・FAX 番号・電子メールアドレスを記載してください。

照会内容に不明な点等があった場合、電話にて問い合わせをさせていただくことがありますので、個人の場合は電話番号を、法人の場合は担当者名及び当該担当者の電話番号を必ず記載してください。記載がない場合は、回答ができないことがあります。

2. 照会を受けようとする貨物又は技術の名称の欄

照会を受けようとする貨物又は技術の名称を記載してください。貨物についてはメーカー名を、技術については提供者名を記載してください。

3. 貨物又は技術の予定最終仕向地の欄

貨物については、輸出貨物の最終陸揚港の属する国を記載してください。ただし、当該貨物が当該国以外の国で消費又は加工されることが明らかな場合は、消費又は加工される国を記載し、加工される国と消費される国とが異なることが明らかな場合は、消費される国を記載してください。技術については、技術の提供先である取引の相手方及び利用する者の属する国又は地域を記載してください。

4. 照会を受けようとする貨物又は技術の内容の欄

照会を受けようとする貨物の形状、寸法、材質及び性能その他の特性を示す諸要素を可能な限り具体的に記載してください。

5. 照会を受けようとする貨物又は技術の該当非該当の判定が困難な条文及びその理由の欄

照会者が貨物又は技術の該当非該当の判定が困難となった輸出令別表第 1 の項の番号及び中欄の括弧の番号又は外為令別表の項の番号及び括弧の番号とその理由を具体的に示して記載してください。